農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事 業 名	地 区 名	事 業 主 体
	さけふ化施設整備事業	小野田地区	浪江町

図面記号
S

<table>
<tr><td rowspan="3">1 当事者の住所</td><td>当事者の別</td><td>氏 名</td><td>捺 印</td><td colspan="6">住 所</td></tr>
<tr><td>譲受人</td><td>浪江町長
吉田 栄光</td><td></td><td colspan="6">双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2</td></tr>
<tr><td>譲渡人</td><td colspan="8">別紙1のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="5">2 土地の所在等</td><td rowspan="2">土地の所在</td><td rowspan="2">地 番</td><td colspan="2">地目</td><td rowspan="2">面 積
（㎡）</td><td colspan="3">所有権外の使用収益権が設定されている場合</td><td colspan="2">土地利用区分</td></tr>
<tr><td>登記簿</td><td>現 況</td><td>権利の種 類</td><td>権利者の氏名又は名称</td><td>農振法</td><td>都 市計画法</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">別紙2のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="8">6,735㎡ （田 6,735㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容</td><td>権利の種類</td><td colspan="2">権利の設定、移転の別</td><td colspan="2">権利の設定、移転の時期</td><td colspan="2">権 利 の 存続期間</td><td colspan="2">そ の 他</td></tr>
<tr><td>賃借権</td><td colspan="2">設定</td><td colspan="2">復興整備計画公 表 後</td><td colspan="2">永年</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要</td><td colspan="9">・農地に盛土を行うが、用排水系統を分断するものでは無いため、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない。</td></tr>
</table>

（別紙2）　2の欄　土地の所在等

	土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都　市計画法
1	双葉郡浪江町大字小野田字小野田	27 番	田	田	3,007	なし	なし	農振地域内・農用地区域内	非線引き都市計画区域の用途地域外
2	双葉郡浪江町大字小野田字小野田	29 番	田	田	2,692	なし	なし	農振地域内・農用地区域内	非線引き都市計画区域の用途地域外
3	双葉郡浪江町大字小野田字小野田	30 番 1	田	田	1,036	なし	なし	農振地域内・農用地区域内	非線引き都市計画区域の用途地域外
					6,735				
合計　3筆　6,735㎡（　田　6,735㎡）									